

3. 固定資産税の軽減措置について ①概要

- 「認定経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等に該当する機械及び装置」（地方税法）は、固定資産税の軽減措置を受けることができます。
 - ※固定資産税の課税標準が3年間2分の1に軽減。
 - ※適用期間は、法律の施行日から平成31年3月31日まで。
 - ※経営力向上設備等の定義は、税制改正大綱において決定された範囲で経済産業省令に規定。
- 要件を満たすかどうかの判定を主務大臣が行うことは困難であるため、生産性向上設備投資税制と同様に、各工業会において、要件を満たすことを証明する証明書を発行していただき、主務大臣はその証明書により、経営力向上設備等であることを確認することとしたい。

【経営力向上設備等の要件】

- 販売開始から10年以内のもの
- 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するもの ※生産性向上設備投資促進税制（A要件）と異なり最新モデル要件はなし。
- 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの。

【軽減措置の対象】

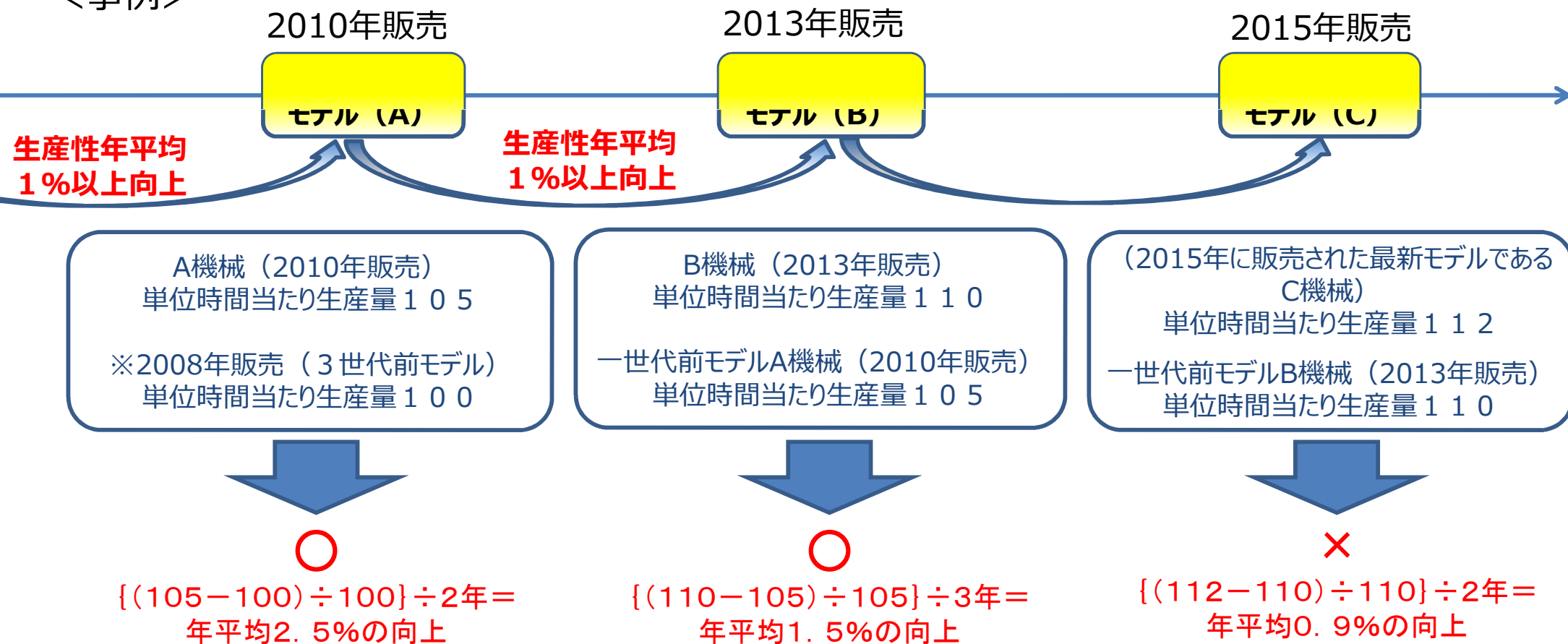
- 租特税法の中小事業者等

（資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人／資本金若しくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人／常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人） 0

3. 固定資産税の軽減措置について ②要件の判定

- 本税制の要件は、旧モデル（当該モデルの一世代前モデル）と比較して、「生産性」が年平均1%以上向上しているものであること。
- 生産性向上設備投資促進税制とは異なり、最新モデル要件はありません。
- なお、対象となる設備は、「機械及び装置」のみです。

<事例>



3. 固定資産税の軽減措置について ③生産性向上税制と違い

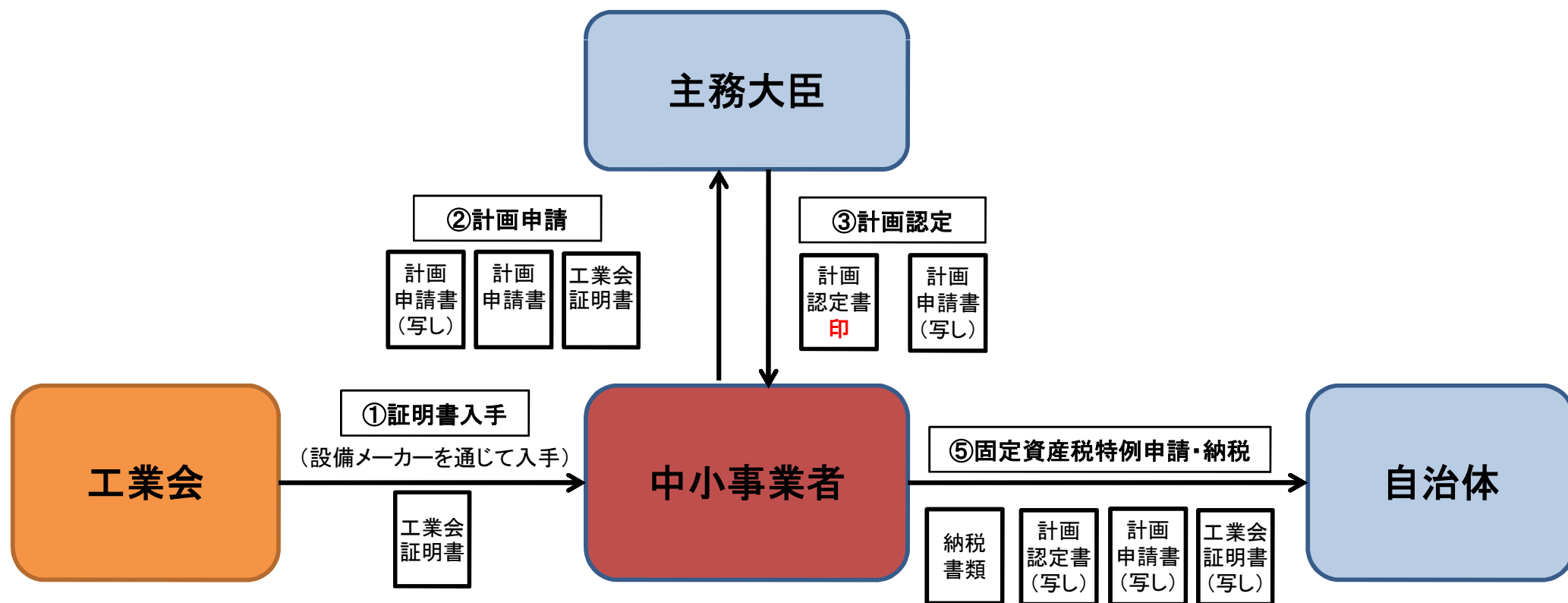
	中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置	生産性向上設備投資促進税制（A要件）
軽減措置の内容	固定資産税	法人税額の控除・特別償却
対象事業者	中小事業者等	青色申告をしている法人・個人（対象業種や企業規模に制限はない）
対象設備	機械及び装置のみ	機械及び装置／器具及び備品／工具／建物附属設備／建物／ソフトウェア
設備の要件	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生産性1%向上 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生産性1%向上 ▶ 最新モデル
その他満たすべき要件	生産等設備を構成するものであること／最低取得価額要件を満たしていること／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと、等	

※工業会において確認していただく内容は、最新モデル要件がなく、生産性を旧モデル（当該モデルの一世代前モデル）と比較すること以外に生産性向上設備投資促進税制（A要件）と変更点はありません。

※生産性向上設備投資促進税制と併用可能です。

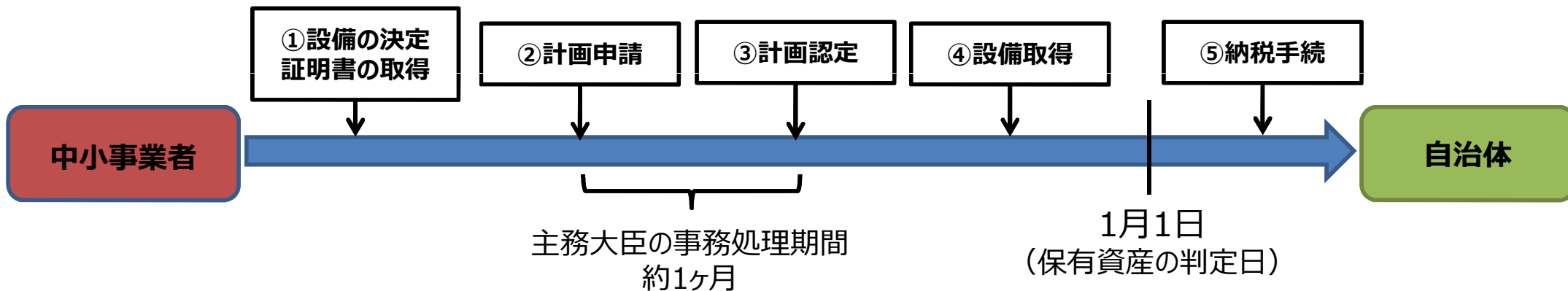
3. 固定資産税の軽減措置について ④事業者から見た手続

- ① 中小事業者は、設備を決定し、設備メーカーを通じて工業会から証明書入手。
- ② 経営力向上設備等の種類を記載した計画申請書とともに、工業会が発行した生産性証明書（原本）を添付して、主務大臣に計画申請。
- ③ 主務大臣は、計画認定書（大臣印が捺されたもの）を中小事業者に交付。
- ④ 中小事業者が設備を取得。
- ⑤ 納税時には、納税書類とともに計画認定書の写しと計画申請書一式（添付書類を含む）の写しを自治体に提出する。



3. 固定資産税の軽減措置について ⑤ 手続のフロー

- 1月1日時点で、①計画認定を受け、②設備を取得済の場合に固定資産税の軽減措置を受けることができます。



※なお、法律の施行日以降であれば、計画申請前に設備を取得することも可能です。
ただし、設備取得から2ヶ月以内に計画申請する必要があります。